

質問回答書

案件名称	令和 8 年度 平野下水処理場汚泥熔融炉で使用する都市ガス 1,008,250 m ³
回答掲載期間	令和 7 年 11 月 6 日 10 時 00 分 ～ 令和 7 年 11 月 27 日 17 時 00 分

質問番号	質問事項	回答
1-1	メーター情報に関しまして、ガス契約対象の「0021～」からなる供給地点特定番号を教えてください。17桁の番号となります。	落札決定後の協議とします。
1-2	特定調達についての入札の手引 8 開札(2)「入札者若しくはその代理人は開札に立ち会ってください」と記載がございますが、開札に関しまして、立会は必須でしょうか。	開札に立ち会わない場合、再度入札にはご参加いただけません。また、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定しますが、入札事務に関係のない職員が代わりにクジを引くこととなります。
1-3	入札説明書 1 4.入札保証金等(2)契約保証金 「要ただし、契約規則第 37 条第 1 項の規定に該当する場合は免除する」、ガス調達契約書第 5 条(契約の保証)「ただし、発注者から契約保証金の納付を免除された場合は、この限りではない」と記載がございますが、弊社は該当しておりますでしょうか。また、免除となる場合、それに伴い提出が必要な書類はございますでしょうか。	当該規定につきましては、一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 1 回以上締結し、契約日を基準にこれをすべて過去 2 年の間に誠実に履行したと認められるときに該当します。 貴社が当該規定に該当するかどうかにつきましては、落札決定後、落札者に実績の有無を確認し、実績がある場合は「実績調書」をご提出いただき、契約保証金の免除に係る審査を行った後に決定します。

		契約保証金の免除事項の詳細については、「大阪市電子調達システム」の「入札・契約制度に関するお知らせ」に掲載しておりますので、ご確認ください。 《お知らせ掲載内容》 ▼契約保証金免除に係る FAQ を更新しました。 〈R6.6.12〉 →詳しくはこちら
1-4	都市ガス供給仕様書3使用条件の概要(3)予定年間ガス引取量に関しまして、弊社供給条件及び料金表では「契約年間使用量に0.7を乗じてえた数量とし、十の位以下は切り捨て」と定めております。そのため仕様書に記載の数字とは異なります。ご了承くださいませでしょうか。	仕様書に記載のとおりです。
1-5	都市ガス供給仕様書3使用条件の概要(4)契約最大需要期使用量、10契約最大需要期使用量の超過に関しまして、弊社では「契約最大需要期使用量」の設定はございません。ご了承くださいませでしょうか。また、弊社が落札させていただいた場合は、ご契約書の記載をご変更いただけますでしょうか。	仕様書に記載のとおりです。 なお、当該契約におけるガス調達契約書の変更はできません。
1-6	都市ガス供給仕様書3使用条件の概要、ガス調達契約書第6条に関しまして、弊社が落札させていただいた場合は、契約年間最高使用量（契約年間使用量に1.3を乗じてえた数量とし、十の位以下は切り上げ）の定めがございます。1年間のご使用量の実績が、契約年間最高使用量を超過した場合は、精算金が発生いたします。ご了承くださいませでしょうか。また、弊社が落札させていただいた場合は、ご契約書に追記いただけますでしょうか。	仕様書、契約書に記載のとおりです。 なお、当該契約におけるガス調達契約書の変更はできません。
1-7	都市ガス供給仕様書4供給期間に関しまして、「令和8年4月1日から令和9年3月31日まで」、ガス調達契約書頭書「契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日」と記載がございますが、弊社では「令和8年3月定例検針日翌日から令和9年3月定例検針日まで」と表記させていただきます。ご了承くださいませでしょうか。ま	契約期間および当該契約にかかるガス調達契約書の変更はできません。

	た、弊社落札の際は、契約書の記載を変更いただけますでしょうか。	
1-8	都市ガス供給仕様書 6 ガス料金単価調整(1)「ガス料金の価格変動があり、原料費が変動した場合において、社会的に単価調整の必要があると認められる時は、大口供給条件に基づき改定できる」と記載がございますが、弊社供給条件及び料金表では、単価に対して原料費調整を行うのではなく、財務省貿易統計で公表された価格（2ヶ月の平均価格を算出し、1 か月間をあけて、2ヶ月間適用）を用いて、原料費料金単価を算出しております。ご了承くださいませでしょうか。	了承します。
1-9	都市ガス供給仕様書 6 ガス料金単価調整(3)「入札時と請求時の原料費の算出資料を提出する」と記載がございますが、弊社からの原料費のお知らせは、2 か月ごとに弊社ホームページでのお知らせとなります。その為、弊社より資料をご提出させていただく方法ではなく、お客様ご自身でホームページをご確認いただいております。ご了承くださいませでしょうか。	了承します。
1-10	都市ガス供給仕様書 1 1 ガス料金の算定「ガス料金は、1 ヶ月(前月の計量から当月の計量までの期間をいう)」と記載がございますが、弊社供給条件及び料金表では、ガス料金の算定期間は「前月の定例検針日の翌日から当月の定例検針日まで」となります。ご了承くださいませでしょうか。	了承します。
1-11	都市ガス供給仕様書 1 3 ガス使用量の測定方法(1)「ガス導管事業者が設置した計量器により毎月検針を行う」、ガス需給契約書第9条(計量及び検査)「受注者は、原則として毎月月末に検針を行い」と記載がございますが、検針作業を行うのは一般ガス導管事業者様が定めた日に、一般ガス導管事業者様により行われます。その為、弊社は行いません。ご了承くださいませでしょうか。	検針については了承しますが、外部委託される場合は、その都度、発注者に委託承諾を得てください。
1-12	ガス調達契約書第8条(契約の変更等)に関しまして、「この契約に変更が必要な場合は大口供給条件を基に変更を行うものとする」と記載がございますが、ご契約内容のご変更をご希望の場合は、事前にお申出をいただく必要がございます。ご了承くださいませでしょうか。	了承します。

1-13	ガス調達契約書第9条(計量及び検査)「検針によって計量した使用量を速やかに発注者に通知する」と記載がございますが、弊社からお送りするガス料金の請求書にご契約全体のガス使用量が記載されます。若しくは、お客様ご自身でWEB上にてご確認ください方法となります。ご了承くださいいただけますでしょうか。	メーターごとの使用量が確認できるのであれば、WEB上での確認となることを了承します。
1-14	ガス調達契約書第9条(計量及び検査)2項「大阪ガス(株)」と記載がございますが、「大阪ガスネットワーク株式会社」に変更いただけますでしょうか。	当該契約におけるガス調達契約書の変更はできません。
1-15	ガス調達契約書第11条(料金の支払い及び遅延利息)2項「発注者は、前項の支払い請求があったときは、当該月に係る料金を支払う」と記載がございますが、お支払期日について弊社供給条件及び料金表では「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。ご了承くださいいただけますでしょうか。	料金の支払いにつきましては、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第6条に基づき、適法な請求書を受理した日から30日以内の日（初日算入、支払期日が閉庁日の場合は前開庁日）となります。
1-16	ガス調達契約書第11条(料金の支払い及び遅延利息)3項「遅延利息」に関しまして、万が一期日まで（「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」）にお支払いをいただけない場合は、延滞利息が発生します。弊社の供給条件及び料金表では「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と定めております。ご了承くださいいただけますでしょうか。	遅延利息についてはガス調達契約書第11条第3項のとおりです。
1-17	ガス料金のお支払に関しまして、弊社契約の際は、ガス料金の支払方法については、「口座振替」または「振込用紙による支払（弊社所定の振込用紙）」となります。（振込に要する費用は、お客様負担となります）また、2028年4月から、お客さまがコンビニエンスストアまたはスマートフォンアプリを通じて払い込みにより支払われる場合は、支払いにともなう費用はお客さまの負担となります。ご了承くださいいただけますでしょうか。	了承します。なお、支払いのために徴する請求書又は振込用紙には、会計規則第65条に掲げる事項の記載が必要です。
1-18	ガス調達契約書第18条(補則)「この契約書の定めのない事項」に関しまして、弊社落札の際は、弊社供給条件及び料金表による取扱いとなります。ご了承くださいいただけますでしょうか。	ガス調達契約書第18条に記載のとおり、落札決定後の協議とします。

1-19	ガス調達契約書（別紙）第2条（料金算定方法）に関しまして、弊社の料金体系は供給条件、料金表に基づき「諸経費料金」、「託送供給料金（定額基本料金、流量基本料金、従量料金、低圧加算基本料金、低圧加算従量料金）」、「原料費料金」の合計に消費税等相当額を加えた額と規定しております。弊社落札の際は、弊社供給条件および料金表による取り扱いとなります。ご了承くださいませでしょうか。 ※ガス調達契約書記載する契約単価については、弊社落札の際、あらためて協議させていただきたく存じます。	ガス調達契約書 別紙第2条に記載のとおりです。また、当該契約における契約書の変更はできません。
1-20	落札後の契約手続きについては、契約書ではなく弊社所定の「通知書」による取り扱いは可能でしょうか。	契約書は本市様式にて作成となります。
1-21	落札後の契約手続きについて、「通知書」による取り扱いが不可の場合、契約書は電子契約サービス「クラウドサイン」による契約手続きを行うことは可能でしょうか。弊社所定の契約書による取り扱いとさせていただきます。 ※「電子契約サービス「クラウドサイン」導入のご説明とご利用のお願い」をご参照ください。	契約書は本市様式にて作成となります。
1-22	落札後の契約手続きについて、「クラウドサイン」による取り扱いが不可の場合、弊社指定の契約書様式（紙の様式）にて契約手続きを行うことは可能でしょうか。	契約書は本市様式にて作成となります。
1-23	弊社が落札させていただいた場合、落札後の提出書類として契約申込書を作成いたします。ご提出いただくことは可能でしょうか。	貴社の「契約申込書」の内容がどのようなものか存じ上げませんが、契約書は本市の様式にて作成となります。また、ガス供給にあたって契約書の他に必要な手続きがある場合は落札決定後の協議となります。
2-1	都市ガス供給仕様書 13 ガス使用量の測定方法（2）検針場所は汚泥処理施設エリア内ガスメータ室（メータ2箇所）とする 対象となるメーターの供給地点特定番号、メーター号数、メーター番号（4桁）についてご教示お願いします。	1-1の回答をご参照ください。

2-2	都市ガス供給仕様書 3(3) 予定年間ガス引取量：705,775 m³ 弊社の供給条件で定めている契約年間引取量は、契約年間使用量の70%以上です。弊社が落札した場合、70%以上の引取量をご了承いただけますでしょうか。	仕様書に記載のとおりです。
2-3	ガス調達契約書第9条（計量及び検査） 都市ガス供給仕様書 13 ガス使用量の測定方法 ① 検針は弊社ではなく、一般ガス導管事業者である大阪ガスネットワークが行います。また、検針日についても一般ガス導管事業者が定める日となるため、協議に応じることはできません。そのため、仕様書 13(3)の「使用期間は、原則毎月1日から当該月の末日までとする。」や契約書（案）第9条の「当該末日からその直前の休日でない日までの間に繰り上げて検針することもできるものとする。」にはならない可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。 都市ガス供給仕様書 4 供給期間 ガス調達契約書頭書 契約期間 ② 現在、検針日は月末検針ですが、休日等で変動がある可能性がありますので、弊社が落札した場合は、供給期間および契約期間を次の表現に変更いただけますでしょうか。 「令和8年3月定例検針日の翌日から令和9年3月定例検針日まで」 都市ガス供給仕様書 11 ガス料金の算定 ガス料金は、1ヶ月（前月の計量から当月の計量までの期間をいう）の使用量により算定する。 ガス調達契約書第10条（料金の算定期間） ③ 前述の通り、休日等により1ヶ月とならない可能性がございますが、ご了承いただけますでしょうか。 また、弊社が落札した場合、仕様書 11の料金の算定期間を契約書案第10条と同様に「前月の検針日の翌日から当月の検針日まで」に変更いただけますでしょうか。	① 了承します。 ② 当該契約における仕様書、ガス調達契約書の変更はできません。 ③ 了承します。 なお、当該契約における仕様書の変更はできません。

2-4	都市ガス供給仕様書 5 ガス料金の算定基準（１） 6 ガス料金単価調整 ① 入札時のガス料金は、財務省貿易統計の令和6年5月から令和7年4月の公表値の平均原料価格（LNG 93,692 円/t、LPG 94,239 円/t）を用いて算出し、契約時は、弊社の大口供給条件に基づき、弊社購入の原料価格を基に算定するという認識でよろしいでしょうか。 ② 算出方法を提示するものとして入札書と共に内訳書の提出は必要でしょうか。必要な場合、弊社の様式を使用してよろしいでしょうか。また、提出が不要であっても算定の参考資料として弊社様式の内訳書を入札書と共に提出してもよろしいでしょうか。 ③ 内訳書を提出する場合、入札書と同封すればよろしいでしょうか。それとも、入札書と内訳書をステープラー等で綴じ合わせて割印すればよろしいでしょうか。	①入札時の算出方法は財務省貿易統計の平均原料価格を基にして算出することとし、契約時は入札時単価を適用します。なお、都市ガス供給仕様書に基づく2か月ごとの単価調整は可能です。 ②、③入札書提出時に内訳書の添付は必要ありません。内訳書をご提出される場合は契約手続き時にご提出ください。なお様式については貴社の様式で問題ありません。
2-5	都市ガス供給仕様書 6 ガス料金単価調整 （１） ガス料金の価格変動があり、原料費が変動した場合において、社会的に単価調整の必要があると認められるときは、大口供給条件に基づき改定できるものとする。 （３） 単価調整を行う場合は、入札時と請求時の原料費の算出資料を提出するものとする。 ガス調達契約書 別紙 第2条（料金算定方法） ※印二つ目 「社会的に単価調整の必要があると認められるときは」とありますが、単価調整は大口供給条件に従って、2か月ごとに行います。 また、算出資料は奇数月ごと（例：4、5月請求分は3月）に提出しますが、ご了承くださいませでしょうか。	了承します。
2-6	都市ガス供給仕様書7 契約年間ガス使用量の増減 ガス調達契約書 第8条（契約の変更等）第2項	

	「(中略) 精算額の支払いが必要な場合、発注者と受注者は協議のうえ精算額を請求することができる。」 ① 弊社の供給条件では、契約年間引取量（年間使用量の70%以上）の未達、最大使用量、最大需要期使用量の超過および中途解約以外に、中途変更の場合においても精算額が発生することがあります。また、弊社が正当な理由があると判断した場合を除き、精算額をお支払いいただく必要があります。協議には応じられません。ご了承くださいませでしょうか。 ② 弊社が落札した場合、契約書第8条は「受注者は大口供給条件により精算額を請求することができる。」に変更していただけますでしょうか。	①ガス調達契約書第8条に記載のとおり、精算額については発注者と受注者が協議のうえ請求できるものとします。 ②当該契約におけるガス調達契約書の変更はできません。
2-7	都市ガス供給仕様書10 契約最大需要期使用量の超過 ガス調達契約書第6条（契約年間使用量の増減） 仕様書10と同様に、契約書第6条に契約最大需要期使用量を超過した場合、「受注者は大口供給条件により精算額を請求することができる。」を追記いただけますでしょうか。	当該契約におけるガス調達契約書の変更はできません。
2-8	都市ガス供給仕様書 12 ガスの安定供給 （2） ガス供給会社のガス供給設備に故障が生じ、又は生じるおそれがある場合 （3） ガス供給会社のガス供給設備の修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合 ガス小売事業者はガス消費機器について保安責任を負いますが、ガス供給設備については、一般ガス導管事業者が負います。以下のような表現に変更いただけますでしょうか。 （2）一般ガス導管会社の保安責任範囲の設備に故障が生じ又は生じる恐れのある場合 （3）一般ガス導管会社の保安責任範囲の設備の修繕、変更その他工事上やむを得ない場合	当該契約における仕様書の変更はできません。
2-9	都市ガス供給仕様書15 秘密の保持 ガス調達契約書第3条（権利義務の譲渡） 第4条（秘密を守る義務）	

	① 弊社は検針業務や料金事務等を外部に委託しておりますが、ご了承いただけますでしょうか。また、落札後の契約手続きや契約締結後の問い合わせ対応等については、当社 100% 出資の関係会社に委託する場合がございますが、こちらもご了承いただけますでしょうか。 ② 外部委託について事前に承諾を得るために提出が必要な書類はございますか。もし定型書式がある場合は、入札前に書面を確認させていただけますでしょうか。また、承諾を得る際に再委託の金額や契約書等の写しの開示が必要な場合、社外秘のため開示が難しい旨をご理解いただけますでしょうか。さらに、手続きの手順も含めて、入札前に確認および質問をさせていただくことは可能でしょうか。定型書式がない場合は、弊社の書式を使用させていただいてもよろしいでしょうか。	① 外部に委託することは了承しますが、外部委託される場合は、その都度、発注者に委託承諾を得てください。 ② 委託承諾申請書の提出が必要となります。様式について定めはありませんが、記載すべき事項が何点かございますので、落札決定後に協議のうえ、書式を決定させていただきます。なお委託金額や契約書等の写しの開示は不要です。
2-10	都市ガス供給仕様書 16 その他 (前文略) 契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。 弊社が落札した場合、以下の表現に変更いただけますでしょうか。 「契約後における仕様書に疑義が生じた場合には、供給者の大口供給条件に従う。それ以外の事項については、発注者と供給者が協議のうえ、これを定めるものとする。」	当該契約における仕様書の変更はできません。
2-11	ガス調達契約書第9条(計量及び検査) ① 検針票の提出、あるいは検針時に職員の方にお立ちいただくことで検査完了とさせていただいてよろしいでしょうか。 ② ガスメーターは、一般ガス導管事業者が設置します。第2項の「大阪ガス㈱」について「一般ガス導管事業者」に変更いただけますでしょうか。	① 落札決定後の協議とします。 ② 当該契約におけるガス調達契約書の変更はできません。
2-12	ガス調達契約書 第11条(料金の支払い及び遅延利息)	

	① 弊社は、検針によりガス料金が確定した日の翌日から数えて 30 日目がお支払い期限日となります。ご了承くださいませでしょうか。 ② お支払い方法に関しましては、「口座振替」または「弊社指定の振込用紙による支払い」のいずれかとなります。ご了承くださいませでしょうか。 ③ 弊社の基本約款に定められた延滞利息の年率は 10 %です。ご了承くださいませでしょうか。	① 1-15 の回答をご参照ください。 ② 1-17 の回答をご参照ください。 ③ 1-16 の回答をご参照ください。
2-13	ガス調達契約書第 18 条（補 則） 弊社が落札した場合、以下の表現に変更いただけますでしょうか。 「この契約書の定めでない事項については、大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）及び大阪市会計規則（昭和 39 年大阪市規則第 14 号）ならびに受注者が定める約款や供給条件等に従うものとする。その他の事項については発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。」	当該契約におけるガス調達契約書の変更はできません。
2-14	ガス調達契約書 契約者 弊社は代表取締役社長から委託を受けた業務部長名で契約します。ご了承くださいませでしょうか。	大阪市入札参加有資格者名簿に登録している受任者であれば問題ありません。
2-15	ガス調達契約書 契約書の体裁 落札後は、契約書、仕様書、弊社の供給条件、重要事項説明書を合綴していただけるでしょうか。	契約書として袋とじするものは、契約書、仕様書、質問回答書、各社の供給条件となります。
2-16	入札説明書 9 入札書の交付 ① 入札参加資格審査通知書到着後に入札書の内容について質問は可能でしょうか。 質問が不可の場合、入札参加資格審査通知書交付前に書式の確認及び質問をさせていただけないでしょうか。 ② 入札書の日付について指定はございますか	① 入札参加資格審査通知書到着後、入札書の内容について質問可能です。 ② 特定調達についての入札の手引 2（3）に記載のとおり、入札の実施年月日を記載してください。

2-17	入札説明書 1 3 入札方法 (4) 開札の結果、再度入札を行う場合があるので、入札者若しくはその代理人は、開札に立ちあうこと。なお、立ち会うことができない場合は、再度入札は辞退したものとみなす。 特定調達についての入札の手引 11 再度入札 弊社は入札書を郵送で提出し、開札には立ち会わない予定です。 ① 再度入札は開札日と同日に実施予定でしょうか。 ② 開札は立ち会いが必要でしょうか。 ③ 開札立ち会いが不要の場合、再度入札を辞退する際は、1 度目の入札書のみ郵送すればよろしいでしょうか。あるいは、再度入札を辞退の旨を記載した入札書の提出が必要でしょうか。再度入札を辞退の旨を記載した入札書の必要な場合、封筒の記載方法や封筒を 1 回目、2 回目で分けて封入するのか等指示をいただけますでしょうか。	① 同日実施予定です。 ② 1-2 の回答をご参照ください。 ③ 再度の入札を辞退する場合、辞退の旨を記載した入札書を作成いただく必要はありません。
2-18	入札説明書 1 4 入札保証金等 (2) 契約保証金 要 特定調達についての入札の手引 12 契約保証金 告示 6 (2) 契約保証金 要 大阪市契約規則 第 37 条（契約保証金の納付等） 契約保証金免除にかかる FAQ Q2、Q4 ガス調達契約書 第 5 条（契約の保証） 契約保証金免除の条件に契約規則第 37 条第 1 項（3）「本市と契約を締結しようとする者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる	

	とき。」と規定されています。 また、大阪市電子調達システムに掲載されている契約保証金免除に係る FAQ の Q2 には、免除の条件として「落札者が国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 1 回以上締結し、これをすべて過去 2 年の間に誠実に履行したと認められるとき」と記載されています。 ① 弊社はこの免除条件に該当しているでしょうか。 ② 契約保証金免除を認めていただくためには、契約保証金免除にかかる FAQ の Q4 にある実績調書の提出は必要でしょうか。もし提出が必要な場合、落札後の提出でよろしいでしょうか。	①、② 1-3 の回答をご参照ください。
2-19	入札説明書 13 入札方法 (2) 見積もった落札金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。 特定調達についての入札の手引 2 入札書の記入、押印 (7) ガス調達契約書 頭書 単価 (消費税及び地方消費税を含まない) 弊社の供給条件では、基準単位料金および調整単位料金は税抜で表記します。実際のご請求については、各月調整単位料金 (税抜) × 各月ご使用量で小数点以下を切り捨ててから 1.1 倍し、その小数点を切り捨てて税込金額としています。 入札金額は以上の計算により税込で見積った合計金額の 100 / 110 を記載します。 入札書の単価およびガス調達契約書の単価は、税込金額にする前の弊社供給条件に基づいた税抜単価そのものを記載しますが、ご了承くださいませでしょうか。	単価については、契約金額欄に記入する年間の予定ガス使用量の金額 (総価) から、年間の使用量を割っていただいた金額をご記入ください。
2-20	特定調達についての入札の手引 13 契約書の提出 契約書の提出にあたり、社内での確認や押印に時間を要する場合がございます。提出期限が設定されている場合には、契約書の締結までの期限につ	落札決定後の協議とします。

	いて協議いただけますでしょうか。	
2-21	誓約書 入札説明書 17 その他 (7) 落札者または契約の相手方に決定された時は、遅滞なく、契約担当(「2 契約担当」に同じ)に入札説明書末尾添付の大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書を提出しない場合は、その者に係る入札は無効とする。 ガス調達契約書 第16条(誓約書の提出) 暴力団等の排除に関する特記仕様書 2 誓約書の提出について ① 本案件において誓約書の提出は必要でしょうか。 ② 誓約書の提出にあたり、社内での確認や押印に時間を要する場合がございます。提出期限が設定されている場合は、期限について協議いただけますでしょうか。	① 必要です。 ② 落札決定後の協議とします。